

第 69 回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 令和 6 年 2 月 2 日 (金)
午後 2 時 00 分～3 時 40 分
場所 岩手県水産会館 大会議室

出席委員

遠 藤 美江子	委員	J A 岩手県女性組織協議会会長
高 野 寛 子	委員	自営業(農業)、青年農業士
中 崎 和 久	委員	県森林・林業会議理事長
内 沢 由美子	委員	二戸市商工会女性部長
平 山 順 子	委員	自然公園保護管理員
佐 藤 信 逸	委員	県町村会副会長 (山田町長)
及 川 一 輝	委員	都市計画コンサルタント・邑計画事務所取締役
吉 田 美 弥	委員	不動産鑑定士
宇佐美 誠 史	委員	岩手県立大学総合政策学部准教授
倉 島 栄 一	委員	岩手大学名誉教授
福 留 邦 洋	委員	岩手大学地域防災研究センター教授
木 幡 英 雄	委員	岩手県環境アドバイザー
佐 藤 晋	委員	株式会社岩手日報社取締役編集局長

(分野順・五十音順)

1 開 会

会議の成立

[事務局] (環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

定刻となりましたので、ただ今から、第 69 回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。私は、本日の司会を務めます、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の阿部です。よろしくお願いいたします。初めに、会議の成立について御報告いたします。本日は、委員総数 17 名中、リモート参加の委員 1 名を含め、13 名に御出席をいただいております、岩手県国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定における過半数以上の出席をいただいていることから、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、委員の皆様の御紹介は配付しております出席委員名簿で代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料確認

[事務局] (環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

次に、会議資料の確認をさせていただきます。お手元にございますとおり、次第、委員名簿、事務局名簿、資料 1 が制度等の概要、資料 2 が岩手県土地利用基本計画 (計画図) の変更について、資料 3 が第六次国土利用計画 (全国計画) について、その他参考資料といたしまして、参考資料 1 が当審議会の条例、参考資料 2 が運営規程、参考資料 3 が国土利用計画岩手県計画、参考資料 4 が岩手県土

土地利用計画書、参考資料5が国土利用計画全国計画でございます。資料の不足等ございましたら、事務局へお声掛けください。

また、本日の会議はオンライン併用形式で開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

2 挨拶

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

それではここで、環境生活部環境担当技監の佐々木から、御挨拶を申し上げます。

【事務局】（佐々木技監）

本日は、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、当審議会に参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから本県土地行政の推進について、御協力いただいていることに深く感謝申し上げます。

さて、本審議会は、国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的な事項や土地利用に関する重要事項を審議していただくことを目的としております。

本日の審議会では、土地利用基本計画に基づく都市地域、農業地域、森林地域の14件の変更について、御審議をお願いすることとしております。

また、本年は、平成28年に策定した第5次国土利用計画岩手県計画が計画最終年の令和7年まであと2年となる年でございます。昨年7月に改定された全国計画の概要を御説明するとともに、今後予定している岩手県計画の改定に係るスケジュールを御説明いたします。

限られた時間ではありますが、委員の皆様には、御専門の立場から、また、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

3 議事

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、議長は会長が務めることとされておりますので、倉島会長に以降の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【倉島会長】

会長をやらせていただいております。倉島でございます。よろしくお願いいたします。大変お忙しいところ今日は御参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいま佐々木技監より御説明があったとおりでございますが、この会議は国土利用計画法に基づいて、国土の利用の方向を定める県の国土利用計画や土地利用基本計画の策定、土地利用に関する重要な事項を審議する県の審議会として位置づけられているところで、県の土地行政の推進に当たり、重要な位置を占めております。

本日は、総合的土地利用の計画である土地利用基本計画の変更について御審議をいただくという議題でございます。加えて、先に閣議決定された国土利用計画全国計画について事務局より御説明があります。忌憚のない御意見等お願いいたします。

この会議は、15時30分までと予定されておりますので、どうぞご協力の程よろしくお願いいたします。

会議の公開について

〔倉島会長〕

はじめに、会議の公開についてですが、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」において、会議は原則公開とし、その決定は、審議会の長が会議に諮ったうえで、決めることとされています。

非公開とする理由は特にないものと思われまますので、会議録を含め、本日の会議は公開ということによろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。

会議録署名委員の指名

〔倉島会長〕

それでは議事を進めます。本日の会議録署名委員につきましては、岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。高野委員と佐藤晋委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

議事 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について

〔倉島会長〕

それでは、議事に移ります。ただいま、事務局から配付されましたが、知事から、「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」について諮問されていますので、まずは「岩手県土地利用基本計画」の概要について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長、菊池主任主査）

〔諮問書の写しを読み上げ。その後、資料1により、土地利用基本計画（計画図）の変更に係る制度の概要について説明〕

〔倉島会長〕

審議の前提となる基本事項の確認でしたけれども、今の時点で御質問等はございませんか。具体的な審議に入ってよろしいでしょうか。今日の審議は14件であり、そのうち11件が森林地域案件でございます。その他、都市地域案件が1件、農業地域案件が2件であり、まずは森林地域案件以外の3件について、土地利用計画図変更の御説明をお願いします。

〔事務局〕（環境保全課 菊池主任主査）

〔資料2により、都市地域案件1件、農業地域案件2件について説明〕

〔倉島会長〕

ありがとうございました。それでは、ただいまの3件について、御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。御質問がないようですので、続いて森林地域案件の御説明をお願いします。

【事務局】（環境保全課 菊池主任主査）

〔資料2により、森林地域案件11件について説明〕

【倉島会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの森林地域案件について、御質問等はありませんか。

【佐藤信逸委員】

大規模な太陽光パネルを設置するためには、森林を相当数伐採するわけですが、太陽光パネルを設置することにより、再生可能エネルギーを得ることができ、また、そのことにより化石燃料の消費がなくなり、CO₂が削減されるということかと思えます。一方、大規模に森林を伐採することになると、CO₂を吸って酸素を出すということがなくなるわけであり、カーボンニュートラルに向けた有効性としては一長一短な部分があるかと思えますが、どのように考えておりますでしょうか。

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

御質問ありがとうございます。県においては再生可能エネルギーの導入促進をしていくことを温暖化対策の観点で進めておりますが、一方で森林吸収による貢献も非常に大きい機能となっておりますので、適地に再エネを導入する一方で、担当部署では定期的な植え替え等の形で森林吸収も同時に進めていこうということでもあります。一般的に、若い木であればあるほど吸収量が大きいということがありますので、必ずしも伐採した分だけが減るということではなく、別のところで新しい植林をすることでカバーしていくことも可能と考えております。いずれどちらかということではなく、どちらもしっかりとやっていくことが重要だと考えています。

【事務局】（森林整備課 村山技術主幹兼計画担当課長）

御質問ありがとうございます。森林整備課の村山と申します。基本的な考え方に関しましては、今説明があったとおりですが、森林を適切に間伐して、状態を良くしていく、生育をきちんと保っていくという、手入れをしながら吸収量を十分に確保していくという取扱いをしているところでございます。既存の森林区域の吸収量の拡大へ向けた取組は引き続きやっていきたいと思えます。

【佐藤信逸委員】

当然そう答えるだろうと思っていましたが、いずれにしても相当の森林を伐採するわけですから、若い木は相当CO₂を吸う、つまり植林事業もしっかりと並行して行うことがカーボンニュートラルに効果があるということです。ぜひそちらの方にも力をいれたいと思います。

【倉島会長】

よろしいでしょうか。貴重な視点だと思います。他にいかがでしょうか。

【吉田委員】

不動産鑑定士の吉田と申します。今回資料をいただいた時点で中身を見させていただきまして、太陽光発電と風力発電による林地開発の案件が多かったと感じました。昨年資料も見たのですが、

その時は太陽光発電が2件、風力発電のための開発は0件でした。今年はかなり増えており、毎年この件に関しては耐用年数を満了した太陽光パネルや風車の産業廃棄物の処理についての懸念を申し上げたりしているのですが、再生可能エネルギーについて非常に気になる新聞記事がこの3か月で2件ありましたので、お話しさせてください。

1件目は、1月29日の日本経済新聞ですが、森林の無許可開発による指導が全国で149件あり、違法太陽光の2割が是正勧告をしても是正しないという状況があるそうです。内訳は、無許可の開発が46か所、防災設備の不備など許可条件の違反が86か所とのことです。このような状況で、改善命令をしても言うことを聞かず、放置されていて、その間も発電し、それに対し再エネ補助金が出ているということです。再エネ補助金は、もともと東日本大震災の時に原発事故が起きて、再生可能エネルギーを推進していこうということで、固定価格買取制度を設けまして、1キロ当たり40円で電気事業者が再生可能エネルギーの発電者から電気を買取り、その分は電気の消費者から徴収するというしくみです。キロ当たり40円というのは諸外国と比べても法外に高い値段で、消費者はかなりの負担をしています。この高い電気料金を狙って諸外国から投機マネーが日本に入って来ていて、事業者も地球環境を保全したいということではなく、お金儲けのための再生可能エネルギー事業をやるために入ってきているので、森林を切り崩そうと何も思いません。事業実態もなく、ただそこにパネルを置いて発電して高い価格で売るといふ、そういった事業者が後を絶たず、それで是正勧告に従わないという例が非常に多いと考えています。岩手県内で違法太陽光の事案があるかどうかを聞きたいということが1点です。

もう1つは、11月2日の産経新聞であり、ジャーナリストが経済産業省の元職員から聞いたことで、再エネ賦課金として令和5年の年間で約5兆円を徴収しているようです。この数字は経済産業省でも公表していなかったのですが、さらに問題なのは、5兆円のうちの2～3兆円はまわりまわって中国へ行っているらしいということです。もともと中国は太陽光パネルのシェアで世界の80数パーセントを占めていて、この太陽光パネルを日本に売ることによって非常に儲けています。そして、さらに事業者として日本に入ってきて、それを発電して売価が当初40円から36円、32円と下がっていますが、今、費用がキロワット当たり10円を切っているようですので、ぼろ儲け状態です。それを負担しているのが日本の消費者です。そのような状態になっているのにどうして是正されないのかというと、政治的なお金の流れがありまして、こういった事業者も政治献金をし、議員に動いてもらうことで再エネ事業をやりやすくしているという形です。再生可能エネルギー事業で得をするのはだれかというと、事業者と投資家と政治家なわけですが、一方で、こういったパネルや風車を設置された住民や自治体は環境破壊や自然災害の最前線に立たされ、なおかつ法外な高い電気料金を支払わされているという状況になるわけです。最近の円安で海外に出た工場が日本に戻ってくるかと期待されているのですが、電気代が韓国や中国と比べても3倍くらい高いそうでなかなか戻ってきません。経済安全保障上も非常に問題だと思います。

国へ要望しても動いてくれないということで、我々もどのように動いていいか分からないのですが、ただ、熱海市で土砂災害がありましたが、それを機に市民団体でも会合を行っていきまして、その会合の話を御紹介させていただくと、「今日地球温暖化対策の大義名分のもとに、大規模自然破壊兵器と化したメガソーラーや風力発電が、地域住民の健康やこれまでどおりの安心安全な生活を脅かしている。投資家や事業者の財産権や営業の自由ばかりが重視され、この国が持つ宝でありこれまで守り続けてきた多くの希少な資源を無残にも失い、そこに住む住民の生存権が軽視されている。外資系による巨大プロジェクトには、日本の経済安全保障にかかわる脅威が存在する。本日発表されたものはごく一

部であり、すでにとり返しのつかない乱開発は全国各地でおこっている。国民が一致団結し、これらの問題を一日も早く解決しなければならない」という声明も出されていて、おそらく日照時間が長い西日本の地域では、岩手とは比べ物にならない危機意識を持っているように思われます。

そういった地域では、なかなか国も動いてくれないので、太陽光発電規制条例を作り地域で守る動きが出ておまして、2023年4月時点で7県と228市町村が太陽光発電規制条例を導入しているそうです。この7県の中には東北地方から山形県と宮城県が入っているところを見ると、東北地方でも大きな問題が出ているからではないかと思われます。太陽光発電規制条例をつくった中でも一番厳しい山梨県では事実上県土の8割を建設禁止区域としたそうです。その条例の中でパネルの設置からはじまり、維持管理の仕方、使い終わった後のパネルの廃棄方法まで厳しく県がチェックの目を光らせ、ルール違反がばれたら立入検査をして罰金を支払わせるという非常に徹底した内容だそうです。県知事も、「森を切り開いて太陽光発電施設を造らせることは山梨では今後もうないだろう、私が訴えられるリスクは恐れない、むしろ最高裁判例をつくる覚悟で挑むつもりだ」とおっしゃられています。西日本の地域が、かなりひどい状況であることが、こういった発言からもよく分かります。実際、九州や四国では再生可能エネルギーによる発電が夏場のピーク時であまりにも多すぎるために、送電網がショートしないために、発電規制をしている状態です。再生可能エネルギー100%といっても太陽が照らない夜や風が吹かないときはどうしても補助電源が必要であり、それにはどうしても化石燃料ということになります。化石燃料といっても天然ガスによる大気汚染はほとんどないそうですし、天然ガスや石油から抽出するメタノールは全く空気を汚さないそうです。本来であればミックスしていくことで、バランスよく再生可能エネルギーを推進していくべきではないかと思います。私もこの年になるまで、国内にいる間は安全で平和な暮らしをして来られたので、子供や孫の世代にもそれを残したいと思っていたのですが、全国の状態があまりにひどいので、今ここで起こっていることは大人の責任で、なんとかしなければいけないのではないかとかなり危機感が強くなっています。

県にお聞きしたいのは、違法な開発が県にないのかということと、太陽光パネルの処理について昨年の回答では、リサイクルを義務付ける法律を作りたいという要望をあげていたそうですが、それに対する経産省の回答をお聞きしたいと思います。

【倉島会長】

関連しますが、開発許可の申請、許可、開発してから今回の審議をするという流れと思いますが、事業者から県等に申請する際の太陽光パネルについて審査基準はありますかでしょうか。

【事務局】（森林保全課 林技術主幹兼保全・治山林道担当課長）

森林保全課の林と申します。まず1点目の御質問ですけれども、太陽光発電に係る違反ということですが、残念ながら本県においてもございます。その内容は、森林区域の誤認ということで無許可開発された事案がございます。現在、その事業者は県の指導に従いまして、復旧計画を作り、着手しておりまして、監督処分に至る状況ではなく指導の段階で対応されているという状況でございます。

それから、会長から御質問がありました審査基準ですが、太陽光発電に限らず全ての林地開発に関して許可基準、技術基準、作成基準というものがあります。例えば、太陽光発電施設であれば、周辺に原則残置森林を残して環境の保全に配慮することや、地域住民の合意形成のために住民説明会をなささいといったような基準に基づき、審査し許可している状況でございます。

[事務局] (佐々木環境担当技監)

もう1点質問がありました廃棄に関してですが、県で廃棄物問題について国へ要望しておりましたが、経済産業省において、ある程度の規模のF I T認定事業者について廃棄のための積立制度を義務付けて、その制度が始まっておりますので、そういう事業者については今後問題がなくなるだろうと考えています。それより小規模なものについて、経済産業省でワーキンググループを作り、廃棄において不法投棄されないための対策をどのようにすればよいか今検討が始まっておりますし、県としましても、そのような制度を作ってくれということで要望をしている段階でございます。

[倉島会長]

ありがとうございました。こういうことをどこかで審議する場があればいいかと思っています。エネルギー政策全般について、岩手県や国の考えを審議する場所があったほうがいいと感じているところでございます。洋上風力もかなりの予算が動いているようですけれども、一方できな臭いような話もございますし、そのような機会を設けることが可能であれば、今後御検討をお願いしたいと思えます。

[事務局] (環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

ありがとうございます。まず再エネと土地利用の関係につきまして、この国土利用計画審議会あるいは国土利用計画法上の取扱い方ということがあるかと思えます。先ほど御報告したとおり、土地利用基本計画は個別法の地域指定や開発規制を総合調整する上位計画という位置付けがありまして、具体的には国土利用計画法第10条において、土地利用基本計画に即して個別法によるゾーニングや開発行為の許可が行われることが要請されております。そのため個別法のゾーニングの実際の運用の中では、土地利用基本計画に即した形で適正かつ合理的な土地利用が図られていくかどうかという視点から本日も御議論いただいているところでありますし、また、国土利用計画法第10条において、許認可に当たっては、自然環境や農林地の保全にも配慮しつつという規定がございますので、個別法の規制基準の中でこれらに配慮をしながらも許可がなされるよう土地利用基本計画では要請しているところであります。本日の案件もそういった視点で見いただいているわけですが、一方で、再エネの方向性や地域との関係といった問題については、例えば環境審議会のようなところで、いかにして地域や自然環境と共生した再生可能エネルギーの導入の仕方があるかを地球温暖化対策実行計画などの個別計画の審議の中で議論する場がございますので、本日もいただいた御意見等も、そういった審議会にお伝えいたしまして、それぞれの諸計画の議論の中で活かさせていただければと思えます。ありがとうございます。

[倉島会長]

吉田委員、よろしいでしょうか。それでは、他に御意見等はございますか。他に質問等がなければ、本日の諮問案件である「岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更」について、審議会として原案を適当と認める旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

異議なしの声がありましたので、原案を適当と認める旨、知事に答申することといたします。

4 報告事項

報告事項 第六次国土利用計画（全国計画）について

〔倉島会長〕

次に、報告事項「第六次国土利用計画（全国計画）」について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕（環境保全課 菊池主任主査）

〔資料3により、第六次国土利用計画（全国計画）について報告〕

〔倉島会長〕

ただ今の、報告について、御質問等はございませんか。

〔木幡委員〕

環境アドバイザーの木幡です。次期改定については先ほどスケジュールが出ましたので、その中で議論されていくことになるかと思いますが、第六次国土利用計画全国計画を事前に目を通させていただきました。かなり環境面のことが反映されたものになっていて、最近話題になっている30by30やOECMなども入っておりますので、これが県版としてどのように形になるのか大変興味があります。議論の場が環境審議会ではなくて、この審議会でも環境面に配慮ができていくかということが議論できる形になるのかなと思っております。特に、参考資料5の3ページを見ていただきますと、「(ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現」に「太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し」と明記されているので、こういったことがかなり具体的な話になってくるだろうなと思っております。つまり、不必要な再生エネルギーがあるというわけではなくて、通常の経済活動、いわゆる私たちが行っているなりわい、特に農業、水産、畜産等ですが、なりわいそのものが実は環境においては必要であって、それを推し進めていくということが重要だということが、今回の国土利用計画の新しい内容と思っておりますので、それが岩手県の中でどのように議論されていくのか関心を持っています。

その中で、一点お聞きしたいことがあります。今の計画において地域区分が5つに分かれ策定されているのですが、環境面が出てくると地域区分がどのような区分けになるのでしょうか。地域区分を新たに組み直すのか拡大して見ていくのかと思っておりますので、今の段階で結論が出ないと思いますが、見直しの必要があるのかと思いを通していました。以上、意見でした。

〔事務局〕（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

御意見ありがとうございます。再エネの問題は様々な側面があるかと思えます。どこにどれだけの再エネを入れていくかということについては、先ほど御紹介したように地球温暖化対策実行計画等を通じて設定しておりますので、そういった点では環境審議会などで再エネのあり方等の話をする場となっております。一方で、委員御指摘のとおり、再エネと土地利用の問題は切っても切れない問題でありまして、今回の全国計画の5ページのところにおきましても、再エネ施設の設置に際しては、「周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図る」とされており、この全国計画の大きな柱の一つとなっております。県において次期計画を変更する際は、土地利用の在り方を含めた形で再エネの問題もしっかり扱わなければならないと考えておりますの

で、そのような形で議論をさせていただければと思います。

[倉島会長]

スケジュールが示されておりますので、今御指摘があったように、必要があれば審議会で諮ることになります。他にいかがでしょうか。

[及川委員]

邑計画事務所の及川と申します。審議は終わりましたが、審議会のあり方について再度確認させていただきたいと思います。私はこの審議会の委員になって2回目の参加ですので、どうなのかと思うところを確認させていただければと思います。前回も確認したような気がするのですが、審議事項は既に開発されたり決定されたりしていることについて審議するという現状で、何をどう意見を言ったらいかがということが悩ましいところであります。仮に事案の中で認められないという結論になった場合、どのようになるのか確認しておきたいと思います。例えば、都市に関して、世の中は都市は人口とともに縮小していく傾向があるのに拡大させるのか、個別の事情があるにせよ、国土利用計画といった視点では、拡大させない方がいいのではないかと、反対の意見があればどうなるか確認しておきたいです。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

ありがとうございます。一般論として申し上げますと、この基本計画の計画図は、個別法の地域区分の変更と同じタイミングで変更するという運用がされておりますが、基本的には個別法の計画や区域の変更が土地利用基本計画で定めている土地利用の方向性にあっているかどうか、その開発行為が先ほど御紹介した国土利用計画法 10 条の要請に込えているかどうかということを確認していただきたいということでお願いしているところでございます。ただ、国土利用計画法上の大きな基本方向と個別法の変更が異なるのではないかとという視点におきまして、仮にそのような御意見があった場合、土地利用計画制度の趣旨からして、国土審の判断として、将来のあるべき土地利用のあり方を踏まえ、個別法と異なる地域指定を行う場合もあり得るといったことは国の指針にも記載されております。現実的にはないのが実情でありますけれども、国土利用計画制度の趣旨からすれば、異なる判断もあり得ると整理されております。

[及川委員]

それでは、未来に向けた審議をしていくというイメージですね。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

はい。先ほどのお話にもなりますが、土地利用基本計画はどうしても現状の許認可制度を前提に作られている計画なので、そういった御指摘はどの県の審議会でもいただいているようでございます。一方で今度新しく作る国土利用計画は大きなビジョンや大きな方向性を書き込むものでありますので、その方向性に沿った形で土地利用基本計画もしっかり運用されていくような仕組みになっていることとなりますので、そういった対応を当面は図る必要があるのかなと考えております。

[及川委員]

はい、理解しました。ありがとうございます。

[倉島会長]

いつも論点は何でしょうかという御質問があります。ありがとうございました。他に御意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは無いようですので、報告事項を終了します。進行への御協力大変ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

4 その他

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

ありがとうございました。次第の5、その他でございます。事務局の方からは特にございませんが、委員の皆様から何かございますか。

5 閉会

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは閉会するに当たりまして、環境担当技監の佐々木から御挨拶申し上げます。

[事務局]（佐々木環境担当技監）

本日はいろいろ御意見いただきましてありがとうございました。先ほど太陽光発電や風力発電について御意見をいただきましたが、実は太陽光発電については環境影響評価を行っていくということで条例を整備したのですが、その後買取価格が安くなったということで、今のところ大規模な太陽光発電は県内で申請が少ない状況です。しかし、風力発電は申請件数が増えておりまして、それについては適地誘導を行う、この前新聞報道がされましたが、レッドゾーンを設けて適地に建てていく、また、地域への利益の還元ということについても今検討を始めているということですので、今日いただいた意見を推進する部署に情報提供しまして、脱炭素を進めながら環境を守るという取組を進めていきたいと思っております。今後土地利用基本計画の変更については、国土交通省及び関係市町村の意見聴取を経て決定公表をしております。本日は大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。たいへんお疲れ様でした。ありがとうございました。